

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	8	府 省 庁 名	総務省
対象税目	☒ 個人住民税 ☐ 法人住民税 ☐ 事業税 ☐ 不動産取得税 ☐ 固定資産税 ☐ 事業所税 ☒ その他（徴収規定）		
要望 項目名	雇用保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置		
要望内容 （概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 雇用保険制度等に関しては、雇止めされた有期雇用労働者の所定給付日数を倒産・解雇並みにする等の雇用保険制度上の暫定措置が令和8年度末で終了することから、こうした暫定措置の取扱いについて検討が必要であるほか、日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定）等において、労働力がより希少になる中での雇用保険制度における対応の在り方の検討や、雇用保険を受給できない非正規雇用労働者等に対するリ・スキリングの促進に向けた職業訓練受講への支援の方策の検討について盛り込まれたところ。 地方公務員における育児休業等給付は、全て非課税及び差し押さえ禁止となっているが、当該検討の結果、育児休業等給付について所要の改正を行う場合には、非課税及び差し押さえ禁止の措置を行うことを要望する。 また、前述の暫定措置を延長する場合には、現在とられている非課税及び差し押さえ禁止の措置を延長することを要望する。 ・ 特例措置の内容 現在のところ未定である。		
（関係条文）	（ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（抄） （給付を受ける権利の保護） 第五十一条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、退職年金若しくは公務遺族年金又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。 （公課の禁止） 第五十二条 租税その他の公課は、組合の給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、退職年金及び公務遺族年金並びに休業手当金については、この限りでない。		
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (—) (単位：百万円)		

要望理由	(1) 政策目的 育児休業等給付は地方公務員が子を養育するための休業をした場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために支給している。 また、日本成長戦略等において、労働力がより希少になる中での雇用保険制度における対応の在り方の検討等が盛り込まれた。 (2) 施策の必要性 育児休業等給付の給付水準については、その給付目的達成のため必要最低限に設定するものであり、これに対して課税した場合、 ・ 憲法第 25 条に国の社会的使命として明らかにされている、国民に対する最低生活保障の原則に矛盾する ・ 日本成長戦略等において掲げられている政策目的の達成に支障が生ずるおそれがある 等の理由から、非課税措置が不可欠である。
本要望に対応する縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【総務省政策評価基本計画（令和5年総務省訓令第16号）】 第6章 第2節 2 事後評価の対象 イ 地方行財政 1 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等
		政策の達成目標	持続可能な社会保障制度を構築することにより、地方公務員等の生活の保障又は安定を図る。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	育児休業等給付の給付水準については、その給付目的達成のための必要最小限度に設定しているため、 ・ 地方公務員の生活の安定 ・ 日本成長戦略等において掲げられた事項 等の政策目的を達成するために、給付が課税又は差し押さえられることなく地方公務員に支給されるようにするために税制措置の要望を行うものであり、妥当。

これまでの 税負担軽減 措置等の 適用実績 と効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯		令和6年度に非課税措置の維持・拡充の税制要望を行った。